

2023年8月25日
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
敦賀廃止措置実証部門
新型転換炉原型炉ふげん

新型転換炉原型炉ふげん使用済燃料の処分の方法に係る 原子炉設置変更許可申請について

1. 経緯

新型転換炉原型炉ふげん(以下「ふげん」という。)の原子炉設置許可申請書における「8.使用済燃料の処分の方法」は、当初、使用済燃料は日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。)の再処理施設にて行うこととなっていた^{※1}。しかし、原子力機構は「日本原子力研究開発機構改革報告書」(2014年9月30日)において「東海再処理施設については、使用済燃料のせん断、溶解等を行う一部の施設の使用を取りやめ、次期中期目標期間(2015年度～)中に廃止措置計画を申請する方向で検討を進める」^{※2}とし、2017年6月30日に東海再処理施設の廃止措置計画認可申請を行い、2018年6月13日に認可を受けたこと^{※3}により、ふげんの原子炉設置許可申請書にある使用済燃料の処分の方法が事実上不可能となった。

原子力機構は仏国オラノ・リサイクル社と、ふげんの使用済燃料の再処理を同社に委託する協議を進め、2018年2月28日に、ふげんの原子炉設置許可申請書の「8.使用済燃料の処分の方法」を「国内又は我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において全量再処理を行う」とする原子炉設置変更許可申請を行った^{※1}。

本設置変更許可申請に関し、原子力規制委員会が原子力委員会へ「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」による許可の基準の適用について意見聴取を行った際、2018年4月11日の原子力委員会において、再処理の結果として回収されるプルトニウムが平和の目的以外に使われることがないことの確認について言及があった^{※4}。

原子力機構は、2018年4月25日に上記の原子炉設置変更許可を取得し、その後、ふげんの使用済燃料の再処理により得られるプルトニウム(以下「回収プルトニウム」という。)は、「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方」(2018年7月31日原子力委員会決定)^{※5}に基づき、我が国のプルトニウム保有量が現在の水準を超えることがないよう、オラノ・リサイクル社に譲渡することとし、ふげんの使用済燃料の再処理に関する原子力機構とオラノ・リサイクル社との間の「基本枠組契約」を2022年3月31日^{※6}に、原子力機構の使用済燃料の輸送及び再処理に関する原子力機構とオラノ・リサイクル社間の「履行契約」を2022年6月24日に締結^{※7}した。

一方、2022年6月15日に、日本政府とフランス共和国との間の使用済燃料の輸送及び再処理、放射性物質の返還等に関する書簡の交換が行われた^{※8}。

今般、ふげんの回収プルトニウムをオラノ・リサイクル社に譲渡するため、2023年

7月28日にふげんの原子炉設置変更許可申請を行った^{※9}。

2. 原子炉設置変更許可申請の内容

原子炉設置許可申請書の「8.使用済燃料の処分の方法」の記載を次のとおり変更する。下線部追記箇所。

使用済燃料は、国内又は我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において全量再処理を行う。

国外において再処理を行う場合、再処理により回収される核燃料物質は、我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の許可を有する原子力事業者⁹に平和利用の目的のみに譲り渡す。また、再処理により発生した放射性廃棄物は国内に持ち帰る⁹。

3. 廃止措置計画の変更の必要性について

現行の廃止措置計画は、「8.3 核燃料物質の措置」に記載のとおり、「使用済燃料は、国内又は我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者に全量を譲り渡す。」^{※10}としている。

上記のとおり、原子炉設置変更許可申請書の内容は、既に廃止措置計画に記載されており、廃止措置計画の変更は不要と考える。

※の記載については、以下の文書より引用している。引用した文書は別添に示す。

※1:別添①_原子炉設置変更許可のこれまでの経緯

※2:別添②_原子力機構改革報告書

※3:別添③_東海再処理施設廃止措置計画認可(2018年6月13日)

※4:別添④_第14回原子力委員会議事録(2018年4月11日)

※5:別添⑤_プルトニウム利用の基本的な考え方(2018年7月31日原子力委員会決定)

※6:別添⑥_基本枠組契約 GFA

※7:別添⑦_履行契約 IC2

※8:別添⑧_日仏間交換公文(官報)IGA

※9:別添⑨_新型転換炉原型炉施設 原子炉設置変更許可申請書

※10:別添⑩_新型転換炉原型炉施設 廃止措置計画

以上



ふげん原子炉設置許可の「8.使用済燃料の処分の方法」に係る これまでの変更経緯

昭和45年11月30日 許可時	平成30年4月25日 変更許可時	令和5年7月28日 変更許可申請時
<p>使用済燃料は、当事業団再処理施設にて再処理を行なう。</p>	<p>使用済燃料は、国内又は我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において全量再処理を行う。</p>	<p>使用済燃料は、国内又は我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において全量再処理を行う。 国外において再処理を行う場合、再処理により回収される核燃料物質は、我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の許可を有する原子力事業者に平和利用の目的のみに譲り渡す。また、再処理により発生した放射性廃棄物は国内に持ち帰る。</p>

日本原子力研究開発機構改革報告書

-----集中改革の成果と今後の対応-----

平成 26 年 9 月 30 日

独立行政法人日本原子力研究開発機構

3. 事業の重点化・合理化

- 我が国唯一の原子力に関する総合的研究開発機関として、自らの使命を再確認し、その責任を果たすべく、環境回復及び廃炉事業に関する東電福島原発事故への対応について、原子力機構内の関連部署を結集して組織体制を再編・拡充し、最優先で取り組んでいる。また、「もんじゅ」については、人的・予算的経営資源を優先的に投入し、事業の重点化を図った。
- 一方、事業の合理化については、次のとおり対応を進めた。
- 核融合研究開発及び量子ビーム応用研究の一部について、文部科学省の方針を踏まえ、他法人へ移管する方向で調整を進める。これによって原子力機構の事業範囲は相当程度合理化され、核分裂エネルギー関連分野へ重点化されることとなる。
- 再処理技術開発に関しては、核燃料サイクルの推進を基本の方針としている「エネルギー基本計画」に基づき、六ヶ所再処理工場への技術支援、再処理に係る高度化開発、基礎・基盤技術開発を継続・推進する。

東海再処理施設については、使用済燃料のせん断、溶解等を行う一部の施設の使用を取りやめ、次期中期目標期間（平成27年度～）中に廃止措置計画を申請する方向で検討を進め、再処理施設等の廃止措置体系の確立に向けた技術開発に着手する。また、これと並行して施設のリスクを低減させる活動として、高レベル放射性廃液のガラス固化処理等、施設内に保有している放射性廃棄物への対策を進める。残るふげん使用済燃料等は、少量かつ軽水炉とは異なる特別な炉型のものであることから、これらの処理については海外委託の可能性を視野に諸課題の解決を図っていく。

リサイクル機器試験施設（RETF）については、当面、ガラス固化体を最終処分場に輸送するための容器に詰める施設としての活用を図ることとし、具体的検討を進める。
- 深地層の研究施設での研究開発（地下研事業）については、瑞浪及び幌延それぞれにおける調査研究の成果を前倒して取りまとめ、必須の課題に絞り込むとともに、瑞浪では、必須の課題は、現在掘削が終了している深度500mまでの研究坑道で実施できることを確認し、事業の合理化の方向性を得ることができた。
- 高速炉サイクルの研究開発については、「もんじゅ」の自立した運転管理体制の確立及び運転再開への取組を最優先することとし、並行して進めている「もんじゅ」後の実用化に向けた研究開発は安全強化及び廃棄物減容・有害度低減に係る研究開発に重点化して国際協力の積極的活用により合理化・効率化を図っていく。今後も「もんじゅ」の進展や状況に応じて高速炉研究開発部門内の経営資源（予算・人員）を「もんじゅ」に集中投

原規規発第1806132号

平成30年6月13日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

理事長 児玉 敏雄 殿

原子力規制委員会



核燃料サイクル工学研究所再処理施設の廃止措置計画の認可について

平成29年6月30日付け29原機(再)009をもって申請(平成30年2月28日付け29原機(再)067及び平成30年6月5日付け30原機(再)011をもって一部補正)のあった上記の件については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第50条の5第2項の規定に基づき、認可します。

第1.4回原子力委員会定例会議議事録

1. 日 時 平成30年4月11日(水) 13:30～15:00
2. 場 所 中央合同庁舎第8号館5階共用C会議室
3. 出席者 内閣府原子力委員会
岡委員長、佐野委員
内閣府原子力政策担当室
林参事官、島上参事官、川淵企画官
原子力規制庁
丸山安全規制調整官、後藤安全審査官
日本原子力研究開発機構
三浦理事、坂場戦略・計画室次長
電気事業連合会
横尾原子力部部長、宮本副長
日本電機工業会
多田原子力部長
4. 議 題
 - (1) 日本原子力研究開発機構新型転換炉施設原子炉設置変更許可について(諮問)(原子力規制庁)
 - (2) 「原子力利用に関する基本的考え方」のフォローアップ
・産業界、研究機関、学協会等の連携による3つのプラットフォームの立ち上げについて(日本原子力研究開発機構、電気事業連合会、日本電機工業会)
 - (3) 使用済燃料再処理機構の使用済燃料再処理等実施中期計画の変更に対する意見について(見解)
 - (4) その他
5. 配布資料

(丸山氏) 原子力規制庁の丸山でございます。よろしくお願いします。

それでは、御説明申し上げます。資料の第1号でございます。

日本原子力研究開発機構原子炉廃止措置研究開発センター新型転換炉原型炉施設の原子炉設置変更許可に関する意見の聴取ということでございます。

本件でございますけれども、平成30年2月28日付けで29原機(安)030、それから平成30年3月13日付けで29原機031をもって一部補正がございました。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づいて、別紙のとおり申請がございました。別紙は2つ付けてございまして、1-1、1-2でございます。

内容につきましては、1-2の最後のページでございます。内容につきましては、現行、変更前ということでございますが、使用済燃料の処分の方法ということで、使用済燃料は当事業団再処理施設にて再処理を行うというところでございますが、変更においては、補正後のところを見ていただければと思いますが、使用済燃料は国内又は我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において燃料再処理を行うというふうに変更しているところでございます。

続きまして、また1号に戻りますが、審査の結果でございます。同法の43条の3号の8の第2項において準用する43条の3の6第1項各号のいずれにも適合していると認められるので、43条の3の8第2項において準用する43条の3の6第3項の規定に基づいて、別紙のとおりということで、同条第1項第1号に規定する基準の適用について貴委員会に意見を求めるというところでございます。別紙につきましては、1枚めくっていただきまして、法律に規定する許可の基準への適合についてということでございまして、法第43条の3の6第1項第1号に規定する許可の基準への適合については以下のとおりであるということで、本件申請について、ポツ(・)、既に廃止措置中であり、運転停止に関する恒久的な措置がとられており、原子炉は運転されないこと。ポツの2でございます。使用済燃料については、国内又は我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において全量再処理を行うことから、発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれはないものと認められる、というところでございます。

簡単でございますが、以上でございます。

(岡委員長) ありがとうございます。

それでは質疑を行います。佐野委員からお願いします。

(佐野委員) 御説明ありがとうございます。

幾つか質問ですけれども、1つは、申請書上は、再処理を行う、国内か、あるいは我が国が原子力協定を終結している国で再処理を行うということになっているのですけれども、その結果として回収されるプルトニウムの扱いについては触れていませんが、**平和利用の担保**
という観点から問題はないのでしょうか。回収されるプルトニウムが平和の目的以外に使
われることはないということは、確認されたのでしょうか。

(丸山氏) 規制庁の丸山でございます。お答えいたします。

これにつきましては、まず、国内又は我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国ということで、いわゆる協定の中身的にでございますけれども、基本的には、この協定の中でいわゆる回収され、又は副産物として生成された核物質は平和的、非爆発目的にのみ使用されるというような協定文がございます。基本的にはこの協定に基づいて行う結果になりますので、平和利用については担保されているというふうに理解しております。

(佐野委員) 分かりました。更に規制庁としては、回収されたプルトニウムがどのような目的で利用されているというふうな情報を得られているのか、あるいは認識されているのか、という点をお伺いします。

(丸山氏) お答えいたします。

回収されたプルトニウムでございますが、基本的には持ち帰るところでございますが、いかんせん、まだ平和目的を前提に行うものでございますけれども、しかしながら、最終的には、具体的な利用方法については、再処理を行うまでに決定するというふうに、原子力機構から聞いているところでございます。

(佐野委員) ありがとうございます。以上です。

(岡委員長) 私も、今、佐野委員から御発言あったように、事務局から打合せの中でお伝えしていたかと思うのですが、いわゆる政策的な平和利用、プルトニウムをどうするかということと、規制の規則上の平和利用は違うということを、強く皆さんに認識していただく必要がある。保障措置を守っていったらいいというふうに思っている方が大部分なのですが、原子力委員会を担当している平和利用、政策的な平和利用はそれだけでは困る。プルトニウム問題は、要するに核不拡散といいますか、米国の国家としてのトッププライオリティーですけれども、ナショナル・セキュリティですね。その中で核不拡散というのは一番重要な項目になっています。

そういう観点で、日本がこの民生用のプルトニウムを利用するところが、世界の中

我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方

平成30年7月31日

原子力委員会決定

我が国の原子力利用は、原子力基本法にのっとり、「利用目的のないプルトニウムは持たない」という原則を堅持し、厳に平和の目的に限り行われてきた。我が国は、我が国のみならず最近の世界的な原子力利用をめぐる状況を俯瞰し、プルトニウム利用を進めるに当たっては、国際社会と連携し、核不拡散の観点も重要視し、平和利用に係る透明性を高めるため、下記方針に沿って取り組むこととする。

記

我が国は、上記の考え方に基づき、プルトニウム保有量を減少させる。プルトニウム保有量は、以下の措置の実現に基づき、現在の水準を超えることはない。

1. 再処理等の計画の認可（再処理等拠出金法）に当たっては、六ヶ所再処理工場、MOX燃料加工工場及びプルサーマルの稼働状況に応じて、プルサーマルの着実な実施に必要な量だけ再処理が実施されるよう認可を行う。その上で、生産されたMOX燃料については、事業者により時宜を失わずに確実に消費されるよう指導し、それを確認する。
2. プルトニウムの需給バランスを確保し、再処理から照射までのプルトニウム保有量を必要最小限とし、再処理工場等の適切な運転に必要な水準まで減少させるため、事業者に必要な指導を行い、実現に取り組む。
3. 事業者間の連携・協力を促すこと等により、海外保有分のプルトニウムの着実な削減に取り組む。
4. 研究開発に利用されるプルトニウムについては、情勢の変化によって機動的に対応することとしつつ、当面の使用方針が明確でない場合には、その利用又は処分等の在り方について全てのオプションを検討する。
5. 使用済燃料の貯蔵能力の拡大に向けた取組を着実に実施する。

加えて、透明性を高める観点から、今後、電気事業者及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(JAEA)は、プルトニウムの所有者、所有量及び利用目的を記載した利用計画を改めて策定した上で、毎年度公表していくこととする。

※六ヶ所再処理工場は2021年度上期、MOX燃料加工工場は2022年度上期に竣工を計画。

以上

**JAEA のふげん使用済燃料の再処理に関する JAEA と ORANO RECYCLAGE 間の基本枠組契約
(概要)**

1. 名称:

GENERAL FRAMEWORK AGREEMENT between JAEA and ORANO RECYCLAGE relating to THE REPROCESSING OF JAEA's FUGEN SPENT FUEL (略称: GFA)

(和名) JAEA のふげん使用済燃料の再処理に関する JAEA と ORANO RECYCLAGE 間の基本枠組契約

2. 目的:

日本原子力研究開発機構(JAEA)の使用済燃料の輸送、再処理及び放射性廃棄物の保管・返還、及び付随する役務を JAEA からフランスの ORANO RECYCLAGE 社に委託する枠組みを構築すること。

3. 対象燃料:

新型転換炉原型炉ふげん由来の使用済燃料 731 体(ふげんに 466 体、東海再処理施設に 265 体)。

4. 使用済燃料の輸送予定時期:

2023 年度～2026 年度

5. 再処理の実施予定時期:

2024 年度～2028 年度

6. 発生する放射性廃棄物の扱い:

放射性廃棄物の返還時期は、政府間協定^{※1}で定めた時期^{※2}である。

7. 回収プルトニウムの扱い:

JAEA から ORANO RECYCLAGE 社に譲渡される。

8. 署名日:

2022 年 3 月 31 日^{※3}

注記:

※1 政府間協定とは、「日本国政府とフランス共和国政府との間の使用済燃料の輸送及び再処理、放射性廃棄物の返還等に関する交換公文」を示す。

引用: 外務省ホームページ https://www.mofa.go.jp/mofaj/dns/inec/page23_003874.html

※2 政府間協定で定めた時期は 2042 年 3 月 31 日である。

※3 政府間協定が署名された 2022 年 6 月 15 日より発効となる。

物品役務等の随意契約に係る公表

物品役務等の名称及び数量	契約を担当する者の氏名並びにその所属する組織の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称	契約相手方の住所	随意契約によることとした根拠(企画競争又は公募の実施の有無)			予定価格(査定価格)	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
					根拠規程	特命クライテリア	有無					公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
2次的な汚染評価のための内表面積等の評価作業(令和4年度):1式	青木 寧 敦賀廃止措置実証部門 敦賀廃止措置実証本部 事業管理部長 福井県敦賀市木崎65号20番地	令和4年6月23日	(株)NESI	茨城県ひたちなか市新光町38	競争に付しても入札者がいないとき、再度の入札をしても落札者がいないとき及び落札者が契約を結ばないとき【契約事務規程第32条第1項第7号】	7	無	—	32,318,000	—	—				
除染廃棄物(草木類)の事前調査に関する実証試験業務:1式	松本 尚也 契約部長 茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1	令和4年6月24日	原子力エンジニアリング(株)	茨城県那珂郡東海村松字平原3129-29	競争に付しても入札者がいないとき、再度の入札をしても落札者がいないとき及び落札者が契約を結ばないとき【契約事務規程第32条第1項第7号】	7	無	—	199,100,000	—	—				
令和4年度 核物質防護設備の定期保守点検業務(再処理施設周辺防護区域及び防護区域):1式	松本 尚也 契約部長 茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1	令和4年6月24日	横河ソリューションサービス(株)	東京都武蔵野市中町2-9-32	契約の性質又は目的が競争を許さないとき【契約事務規程第32条第1項第1号】	1-(3)②	無	—	18,304,000	—	—				
流体解析ソフトウェアライセンスの取得:1式	松本 尚也 契約部長 茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1	令和4年6月24日	シーメンスPLMソフトウェア・コンピューティショナル・ダイナミクス(株)	神奈川県横浜市港北区新横浜2-3-12	契約の性質又は目的が競争を許さないとき【契約事務規程第32条第1項第1号】	1-(2)③	無	—	4,070,000	—	—				
JAEAの使用済燃料の輸送及び再処理に関するJAEAとORANO RECYCLAGE間の履行契約:1式	松本 尚也 契約部長 茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1	令和4年6月24日	OranoRecyclage	125 Avenue de Paris 92320 Chatillon France	契約の性質又は目的が競争を許さないとき【契約事務規程第32条第1項第1号】	1-(2)①及び1-(3)②	無	—	37,691,972,340	—	—				
ANSYS CFD Premiumの期間ライセンスの取得:1式	中野 裕範 福島研究開発部門 福島研究開発拠点 福島事業管理部 管理部長 福島県いわき市平字大町7番地1	令和4年6月24日	アンシス・ジャパン(株)	東京都新宿区西新宿6-10-1	契約の性質又は目的が競争を許さないとき【契約事務規程第32条第1項第1号】	1-(2)③	無	—	2,541,000	—	—				
「常陽」中性子計装設備及びロジック盤回路の基板の詳細設計:1式	松本 尚也 契約部長 茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1	令和4年6月27日	東芝エネルギーシステムズ(株)	神奈川県川崎市幸区堀川町72-34	契約の性質又は目的が競争を許さないとき【契約事務規程第32条第1項第1号】	—	有	—	99,990,000	—	—				
非放射線源イオンモビリティスペクトロメトリー(IMS)装置の点検作業:1式	江籠 誠 高速炉・新型炉研究開発部門 大洗研究所 管理部長 茨城県東茨城郡大洗町成田町4002番地	令和4年6月27日	(株)天満理化研究所	大阪府大阪市北区同心2-15-18	契約の性質又は目的が競争を許さないとき【契約事務規程第32条第1項第1号】	—	有	—	1,848,000	—	—				



編集・印刷 独立行政法人国立印刷局

目次

(告 示)

- 令和五年歌会始お題「友」の詠進歌の選者が定められた件 (宮内庁三)
- 特定国外派遣組織を指定する件 (総務二二三)
- 公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件 (法務一二〇)

- 日本国政府とフランス共和国政府との間の使用済燃料の輸送及び再処理、放射性廃棄物の返還等に関する書簡の交換に関する件 (外務三三二)
- 都道府県の全部の地域の関税に関する申請期限等を指定する件 (財務一七六)

- 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により関税法施行令第一条の四第二項の規定に基づき財務大臣が同項に規定する対象者の範囲及び期日を定める件 (同一七七)
- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十二条第一項に規定する試験検査機関の登録をした旨を公示する件 (厚生労働二二八)

- 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則第一条第三項第七号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める農業を定める件を廃止する件 (農林水産一〇七五)
- 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針 (同一〇七六)
- 産業標準化法第七十一条の規定に基づき公示する件 (経済産業一四二)
- 特許庁以外の条約に規定する国際調査機関に対する調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件の一部を改正する件 (特許庁九)
- 高速自動車国道に関する件 (国土交通七三七)
- 旅行業法の規定に基づく登録事項の変更の件 (観光庁一〇)
- アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、新規提供が決定された件 (防衛一七八)

告 示

○宮内庁告示第三号
令和五年歌会始お題「友」の詠進歌の選者は、次の者に定められた。

- 篠 弘
 - 三枝 昂之
 - 永田 和宏
 - 今野 寿美
 - 内藤 明
- 令和四年七月一日
宮内庁長官 西村 泰彦

○総務省告示第二百二十三号
公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

- 令和四年七月一日
- 宮内庁長官 西村 泰彦

- 一 名 称 総務大臣 金子 恭之
- 令和四年度派米訓練(環太平洋合同演習) 参加部隊

二 国外派遣期間 令和四年七月三日から令和四年七月二十五日まで

- 三 派遣人数(概数) 百三十人程度
- 四 派遣地 域 アメリカ合衆国ハワイ州

○法務省告示第二百二十号
公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第七條ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

- この告示は、告示の日から効力を生ずる。
- 令和四年七月一日
- 法務大臣 古川 禎久

- 東京法務局所属 木村 匡良
- 千葉地方方法務局所属 大橋 光典
- 宇都宮地方方法務局所属 岩坂 敏光
- 前橋地方方法務局所属 柴崎 周市
- 前橋地方方法務局所属 中山 敏之
- 静岡地方方法務局所属 大谷 勝好
- 長野地方方法務局所属 岩崎 琢治
- 新潟地方方法務局所属 高澤 弘幸
- 大阪法務局所属 東方 良司
- 大阪法務局所属 金木 秀文
- 大阪法務局所属 宮本 裕一
- 広島法務局所属 宮本 典幸

福岡法務局所属 吉田 光宏
仙台法務局所属 横 二葉
福島地方方法務局所属 三村 篤
盛岡地方方法務局所属 降旗 元
札幌法務局所属 加川 義徳
函館地方方法務局所属 富澤 清治

○外務省告示第二百三十一号
令和四年六月十五日にパリで、日本国政府とフランス共和国政府との間の使用済燃料の輸送及び再処理、放射性廃棄物の返還等に関する次の書簡の交換がフランス共和国政府との間に行われた。
令和四年七月一日
外務大臣 林 芳正

(日本側書簡)

書簡をもって啓上いたします。本使は、千九百九十年四月九日にパリで作成された議定書により改正された千九百七十二年二月二十六日に東京で作成された原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とフランス共和国政府との間の協定、二千六年二月二十七日にブリュッセルで作成された原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定、千九百九十七年九月五日にウィーンで作成された使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約及び二千二十二年三月三十一日に署名された国立研究開発法人日本原子力研究開発機構のふげんの使用済燃料の再処理に関する国立研究開発法人日本原子力研究開発機構とオラノ・リサイクルとの間の基本枠組契約(以下「基本枠組契約」という)に言及するとともに、基本枠組契約の対象となる使用済燃料の再処理から生ずる放射性廃棄物の日本国への返還の最終期日を超える場合に双方の事業者が適用される適当な措置に関する規定が基本枠組契約に含まれていることに言及する光栄を有します。

本使は、更に、基本枠組契約の対象となる使用済燃料のフランス共和国における再処理に関する両政府間で到達した次の了解及びその了解がフランス環境法典第L542-12条及び第L542-12-1条1の規定に留意して、両国が当事国である適用のある国際協定及びそれぞれの国において効力を有する関係法令に従って実施されることを日本国政府に代わって確認する光栄を有します。

1 基本枠組契約の対象となる使用済燃料は、二千二十三年四月一日から二千二十七年三月三十一日までの間に日本国からフランス共和国に輸送されることが予定される。

2 基本枠組契約の対象となる使用済燃料は、二千二十四年四月一日から二千二十九年三月三十一日までの間にフランス共和国において再処理される事が予定される。

3 基本枠組契約の対象となる使用済燃料の再処理から生ずるプルトニウム及びウランは、民生用原子炉に供給するための核燃料を生産する目的のために使用される。

4 日本国政府は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が、日本国の領域においてフランス共和国の領域から基本枠組契約の対象となる使用済燃料の再処理から生ずる放射性廃棄物を受領することを確保する。前記の放射性廃棄物の日本国への返還の最終期日は、二千四十二年三月三十一日までとする。

5 両政府は、必要に応じて、かつ、その権限の範囲内で、この書簡の規定の遵守を確保するために適当な措置（特に、基本枠組契約の履行のための認可、許可及び免許に関するもの）をとり、及び双方の事業者による基本枠組契約の履行を恣意的に妨げない。

6 両政府は、フランス共和国が加盟国である欧州原子力共同体（以下「ユーラトム」という。）の原則であつて、放射性廃棄物又は使用済燃料の安全なかつ責任ある処分についての最終的な責任は、放射性廃棄物又は使用済燃料の仕出国にあるとするものを尊重する。

7 両政府は、ユーラトムの加盟国としての地位からフランス共和国に生ずる義務を考慮して、この書簡の規定とユーラトムの法令の規定とが抵触する場合を含め、この了解から又はこれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても遅滞なく相互に協議する。

8 この書簡の規定は、基本枠組契約の対象となる使用済燃料の再処理から生ずる放射性廃棄物の日本国への返還の完了の日又は両政府が必要に応じて外交上の経路を通じて書面によりこの書簡の規定の終了を相互に確認する日まで効力を有する。

9 この書簡の規定は、両政府間の書面による合意によりいつでも改正することができる。

本使は、前記の了解がフランス共和国政府により受諾するものである場合には、この書簡及び受諾する旨の閣下の返簡が両政府間の合意を構成

するものとし、その合意が閣下の返簡の日付の日効力を生ずることを提案する光栄を有します。本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千二十二年六月十五日にパリで
フランス共和国駐在
日本国特命全權大使 伊原純一
フランス共和国
欧州・外務大臣

（訳文）
書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）
本大臣は、前記の了解がフランス共和国政府にとつて受諾し得るものであることをフランス共和国政府に代わつて確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成するものとし、その合意がこの返簡の日付の日効力を生ずることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて貴使に向かつて敬意を表します。

二千二十二年六月十五日にパリで
フランス共和国
欧州・外務大臣
カトリヌ・コロンナ

フランス共和国駐在
日本国特命全權大使 伊原純一閣下
○財務省告示第七十六号
関税法施行令（昭和二十九年政令第五十号）
第一条の四第一項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響についての特定災害の指定並びにこれにより相当な損害を受けた地域の指定に関する件（令和二年財務省告示第二百二十二号）により指定した特定災害（関税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十二号）による改正前の関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条の三第一項に規定する特定災害をいう。）及び地域に係る同令第一条の四第一項に規定する期日は、令和四年八月三十一日とする。

令和四年七月一日
財務大臣 鈴木 俊一

○財務省告示第七十七号
関税法施行令（昭和二十九年政令第五十号）
第一条の四第二項の規定に基づき、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第百二条に係る部分に限る。）の規定に基づき税関に手数料の納付（その期限が令和四年八月三十一日以後に到来するものに限る。）をすべき者（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百四十四号）第六十二条第七項第三号に規定する）
令和四年七月一日
財務大臣 鈴木 俊一

○厚生労働省告示第二十八号
医薬品 医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第十二条第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関として次に掲げる者を登録したので、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十二条第一項に規定する試験検査機関の登録に関する省令（平成十六年厚生労働省令第六十一号）第三条第一項の規定に基づき公示する。

令和四年七月一日
厚生労働大臣 後藤 茂之

登録番号	氏名又は名称	住所	試験検査を行う事業所の所在地	試験検査の区分	登録をした日
一八八	一般財団法人岩手県薬剤師会検査センター	岩手県盛岡市上堂三丁目十七番三十七号	岩手県盛岡市上堂三丁目十七番三十七号	理化学試験	令和四年七月一日

○農林水産省告示第七十五号
環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則（令和四年農林水産省令第四十二号）の施行に伴い、平成二十八年農林水産省告示第八百八十一号（持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則第一条第三項第七号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める農業を定める件）を廃止する告示を次のように定める。

令和四年七月一日
農林水産大臣 金子原二郎
平成二十八年農林水産省告示第八百八十一号（持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則第一条第三項第七号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める農業を定める件）は、廃止する。

附則
この告示は、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則の施行の日（令和四年七月一日）から施行する。

○農林水産省告示第七十六号
沿岸漁場整備開発法（昭和四十九年法律第四十九号）第六条第一項及び沿岸漁場整備開発法施行令（昭和五十一年政令第五十一号）第一条の規定により、令和八年度を目標年度とする水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針を令和四年七月一日に定めたので、同法第六条第四項の規定に基づき公表する。

令和四年七月一日
農林水産大臣 金子原二郎
水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針
高度経済成長の中、大規模な地域開発が進み、臨海工業地帯の造成や沿岸の都市化の進展により、漁場環境や水産動物の生育環境が悪化した。その後、二百海里の設定による海外漁場からの撤退に伴い、沿岸域における漁業生産の確保が大きな課題となった。このため、沿岸漁業の安定的な発展と水産物の供給増大に寄与することを目的に、沿岸漁場整備開発法が制定され、栽培漁業が沿岸漁業の振興政策として位置付けられるとともに、各都道府県に栽培漁業センターが整備された。その間、栽培漁業の技術は着実に進歩し、現在、沿岸漁業の対象となる多様な魚介類の種苗放流が行われている。

別添⑨_新型転換炉原型炉施設 原子炉設置変更許可申請書

令05原機(ふ)113
令和5年7月28日

原子力規制委員会 殿

住 所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地 1
申 請 者 名 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
代表者の氏名 理事長 小口 正範
(公印省略)

新型転換炉原型炉施設 原子炉設置変更許可申請書

核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の8第1項の規定に基づき，下記のとおり新型転換炉原型炉施設の発電用原子炉設置変更許可の申請をいたします。

記

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては，その代表者の氏名
- | | |
|--------|-------------------------|
| 氏名又は名称 | 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 |
| 住 所 | 茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地 1 |
| 代表者の氏名 | 理事長 小口 正範 |
- 二 変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地
- | | |
|-------|------------------------------------|
| 名 称 | 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
新型転換炉原型炉ふげん |
| 所 在 地 | 福井県敦賀市明神町 3 番地 |

三 変更の内容

昭和 45 年 11 月 30 日付け 45 原第 7659 号をもって設置許可を受け, 別紙 1 のとおり設置変更許可を受け, また, 届け出た新型転換炉原型炉施設の原子炉設置許可申請書の記載事項に関し, 次の事項の記載内容を別紙 2 のとおり変更する。

- ・ 8. 使用済燃料の処分の方法

四 変更の理由

国外において使用済燃料の再処理を行う場合, 再処理により回収される核燃料物質及び放射性廃棄物の取扱いについて明確化するため。

変更許可等の経緯

申請（届出）年月日	許可年月日	許可（届出）番号	備考
昭和 45 年 3 月 2 日 (昭和 45 年 11 月 9 日一部訂正)	昭和 45 年 11 月 30 日	45 原第 7659 号	新型転換炉原型炉「ふげん」の設置のため
昭和 46 年 8 月 9 日 (昭和 47 年 1 月 14 日一部訂正)	昭和 47 年 2 月 28 日	47 原第 1731 号	新型転換炉原型炉「ふげん」の原子炉施設の変更 (1 次冷却系ループ数, 最高使用圧力及び温度, 燃料体数 等の変更)
昭和 48 年 9 月 11 日 (昭和 49 年 7 月 20 日一部訂正)	昭和 49 年 8 月 31 日	49 原第 7136 号	新型転換炉原型炉「ふげん」の原子炉施設の変更 (プルトニウム燃料の同位体混合比, カランドリア管内 径及び肉厚, 隔離冷却系ポンプ駆動方式, 希ガスホールド アップ装置等の変更)
昭和 51 年 1 月 29 日 (昭和 51 年 6 月 12 日一部補正)	昭和 51 年 8 月 20 日	51 安(原規)第 25 号	新型転換炉原型炉「ふげん」の原子炉施設の変更 (特殊燃料体の追加, 固体廃棄物貯蔵庫の新設及び新燃 料貯蔵設備の容量変更等)
昭和 54 年 6 月 25 日	昭和 54 年 9 月 28 日	54 安(原規)第 109 号	新型転換炉ふげん発電所の原子炉施設の変更 (使用済燃料貯蔵設備の変更)
昭和 54 年 11 月 16 日 (昭和 55 年 2 月 7 日一部補正) (昭和 55 年 3 月 19 日一部補正)	昭和 55 年 7 月 7 日	55 安(原規)第 88 号	新型転換炉原型炉施設の変更 (燃料集合体の濃縮度等の変更)

申請（届出）年月日	許可年月日	許可（届出）番号	備考
昭和 56 年 2 月 6 日 (昭和 56 年 3 月 10 日一部補正)	昭和 57 年 5 月 24 日	57 安(原規)第 7 号	新型転換炉原型炉施設の変更 (敷地の一部変更)
昭和 57 年 12 月 21 日	昭和 58 年 5 月 20 日	58 安(原規)第 46 号	新型転換炉原型炉施設の変更 (固体廃棄物貯蔵庫の増設)
昭和 58 年 10 月 21 日	昭和 59 年 3 月 17 日	59 安(原規)第 28 号	新型転換炉原型炉施設の変更 (照射用 36 本燃料集合体の装荷)
昭和 60 年 3 月 26 日 (昭和 60 年 6 月 13 日一部補正)	昭和 60 年 11 月 25 日	60 安(原規)第 150 号	新型転換炉原型炉施設の変更 (照射用セグメント燃料集合体の装荷)
昭和 61 年 3 月 31 日 (昭和 61 年 6 月 4 日一部補正)	昭和 61 年 8 月 7 日	61 安(原規)第 104 号	新型転換炉原型炉施設の変更 (使用済イオン交換樹脂貯蔵タンクの増設, 雑固体 廃棄物焼却設備の新設等)
昭和 63 年 3 月 1 日	昭和 63 年 9 月 22 日	63 安(原規)第 300 号	新型転換炉原型炉施設の変更 (照射用ガドリニア燃料集合体の装荷)
【届出】 平成 26 年 1 月 7 日	—	25 原機(ふ)337	変更届出 本文 9, 10 の追記 (原子炉設置変更許可申請書添付書類 9, 10 の本文への記載)

申請（届出）年月日	許可年月日	許可（届出）番号	備考
平成 30 年 2 月 28 日 (平成 30 年 3 月 13 日一部補正)	平成 30 年 4 月 25 日	原規規発第 1804253 号	新型転換炉原型炉施設の変更 (使用済燃料の処分の方法の変更)
【届出】 令和 2 年 4 月 22 日	—	令 02 原機(ふ)024	変更届出 本文 11, 添付書類 11 の追記 (保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の本文への記載及び添付書類 11 への説明書の記載) 現行添付書類 11 を添付書類 12 に変更

新型轉換炉原型炉施設 原子炉設置変更許可申請書
変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>8. 使用済燃料の処分の方法</p> <p>使用済燃料は、国内又は我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において全量再処理を行う。</p>	<p>8. 使用済燃料の処分の方法</p> <p>使用済燃料は、国内又は我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において全量再処理を行う。</p> <p><u>国外において再処理を行う場合、再処理により回収される核燃料物質は、我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の許可を有する原子力事業者に平和利用の目的のみに譲り渡す。また、再処理により発生した放射性廃棄物は国内に持ち帰る。</u></p>	<p>・ 国外において再処理を行う場合、再処理により回収される核燃料物質及び放射性廃棄物の取扱いについて明確化するため。</p>

注) 変更後の下線は、変更事項に含まない。

新型転換炉原型炉施設
廃止措置計画変更認可申請書
(完本版)



「ふげん」

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

敦賀廃止措置実証部門

新型転換炉原型炉ふげん

8 核燃料物質の管理及び譲渡し

8.1 施設内の核燃料物質の状況

平成19年9月30日時点における新型転換炉原型炉施設の核燃料物質の貯蔵状況は、表8-1に示すとおりである。

なお、未使用燃料は貯蔵しておらず、今後も核燃料物質を新型転換炉原型炉施設内には持ち込まない。

8.2 核燃料物質の管理

使用済燃料は、全量の搬出が完了するまで使用済燃料貯蔵プールに貯蔵し、「原子炉設置許可申請書」に記載のとおり、原子炉運転中と同様の取扱い・管理を行うこととする。

使用済燃料については、既設の専用燃料取扱施設で取り扱うとともに、臨界管理、貯蔵管理、遮へい管理を行う。また、使用済燃料の取扱い及び貯蔵に係る施設に関して、必要な機能を維持管理することを「保安規定」に定めるとともに、定期的な点検・検査を行う。

8.3 核燃料物質の措置

使用済燃料は、国内又は我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者に全量を譲り渡す。

8.4 核燃料物質の搬出計画

使用済燃料は、専用の使用済燃料輸送用容器に収納し、専用の輸送船により、2026年度までに国内又は我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者の再処理施設へ全量を搬

出する予定である。

使用済燃料の搬出は、事業所内の運搬、事業所外の運搬等の関係法令を遵守して実施していく。

表 8-1 核燃料物質の貯蔵状況

種 別		貯蔵場所	体数
使 用 済 燃 料	標準燃料集合体	濃縮ウラン燃料集 合体	使用済燃料貯蔵プール 14 体
		ウラン・プルトニウ ム混合酸化物燃料 集合体	使用済燃料貯蔵プール 418 体
	特殊燃料集合体		使用済燃料貯蔵プール 28 体
	照射用 36 本燃料集合体		使用済燃料貯蔵プール 1 体
	照射用セグメント燃料集合体		使用済燃料貯蔵プール 0 体
	照射用ガドリニア燃料集合体		使用済燃料貯蔵プール 5 体
	未使用燃料		新燃料貯蔵庫 0 体
合 計			466 体

(平成 19 年 9 月 30 日時点)